

「(仮称)女川石巻風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	答申の考え方 (関連ページは、配慮書本編のページ数)	備 考
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の大部分が硯上山万石浦県立自然公園に指定されており、一部が鳥獣保護区及び保安林にも指定されているほか、砂防指定地や土石流危険渓流なども含まれている。また、想定区域の近隣には、イヌワシのつがいの生息も確認されている。</p> <p>これらのことから、周辺の自然環境や生活環境への影響を回避又は十分に低減できるよう、想定区域の適切な絞り込みを行うこと。</p>	<p>・想定区域の自然環境及び生活環境の特筆される事項について述べ、環境影響について、回避又は十分に低減できる区域の絞り込みについて求めるもの。</p> <p>「関連ページ：(配慮書)67, 78, 100, 161~165, 172, 201」</p> <p>【参考：(仮称)白石越河風力発電事業(白石鉢森山風力発電事業)、(仮称)大和風力発電事業、(仮称)丸森風力発電事業 等】</p>	
<p>(2) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、近隣で稼働中の施設を含め、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を検討すること。</p>	<p>・本事業の近隣で「ユーラス石巻ウインドファーム」が稼働中であり、本事業に重複して「(仮称)京ヶ森風力発電事業」が計画されているため、公開情報の収集や当該事業者との情報交換を促し、累積的な影響については適切に予測・評価するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：(配慮書)24」</p> <p>【参考：(仮称)大崎鳥屋山風力発電事業、(仮称)白石越河風力発電事業(白石鉢森山風力発電事業) 等】</p>	
<p>(3) 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。</p>	<p>・資材輸送等に伴う開発の影響も考慮し、対象事業実施区域を検討するよう求めるもの。配慮書段階における答申に基本的に記載している事項。表現は直近の答申に更新。</p> <p>【参考：(仮称)稲子峠ウインドファーム 等】</p>	
<p>(4) 想定区域周辺の住民、立地する石巻市や女川町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>・環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</p>	

<p>【2 個別的事項】</p> <p>(1) 騒音, 低周波音及び風車の影</p> <p>想定区域近傍には住居等が存在し, 風車の設置想定区域から最寄りの住居等までの距離が約 500メートルと極めて近いことから, 風車の稼働に伴う騒音, 低周波音及び風車の影による生活環境への影響について調査, 予測し, 重大な影響の有無について評価した上で, 影響を回避及び低減できるよう, 想定区域の絞り込みを行うこと。方法書を作成すること。</p>	<p>・想定区域近傍に複数の住居等が存在し, かつ最寄りの住居までの距離が約 500m と近接している。このことから風車の稼働による騒音等の影響について, 重大な影響の有無を評価した上で, 想定区域の絞り込みを行うよう方法書を作成する事を求めるもの。</p> <p>「関連ページ: (配慮書) 131, 185~192」</p> <p>【参考: (仮称) 稲子峠ウィンドファーム】</p>	
<p>(2) 地形及び地質</p> <p>イ 想定区域内に存在する砂防指定地及び土砂流出・崩壊防備保安林について, その区域を想定区域から除外すること。</p> <p>ロ 想定区域中央部及び南端(風力発電機の設置対象外)には, 土砂災害警戒区域の上流域(土石流危険渓流)が存在するため, 事業の実施による影響を予測及び評価し, 重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は, それらの箇所及び周辺を想定区域から除外すること。</p>	<p>・想定区域内に存在する砂防指定地及び土砂流出・崩壊防備保安林について, 想定区域から除外するよう求めるもの。</p> <p>・想定区域内の一部が土砂災害警戒区域(日向沢: H31.3.29 告示のため図書未反映, 万石沢-1, 2)の上流域に当たることから, 調査, 予測及び評価と重大な影響の回避, 低減を求めるもの。</p> <p>「関連ページ: (配慮書) 172~176」</p> <p>【参考: (仮称) 稲子峠ウィンドファーム, (仮称) 福島北風力発電事業】</p>	
<p>(3) 動物</p> <p>イ 想定区域近隣には, 希少猛禽類であるイヌワシの生息が知られており, 想定区域及びその周辺を行動圏としている可能性がある。このことから, 関係団体及び専門家等からの助言も踏まえ, 適切な調査手法を設定すること。</p> <p>ロ 地表性の動物については, 適切な調査手法を設定し, 生息する種を把握すること。また, 事業計画の具体化に当たっては, 資材の輸送路等の新設や拡幅等の土地の改変による地表性の動物への影響に配慮すること。</p>	<p>・想定区域及びその周辺における生息種を念頭に, 今後の調査手法及び事業実施について留意する事項を述べるもの。専門家から各団体が協働して保護を行っていることについてヒアリングしていることが図書に掲載されている。</p> <p>「関連ページ: (配慮書) 67, 195~196, 202」</p> <p>・専門家ヒアリングにおいて, リストにはない種の生息可能性や調査手法について言及があったことから答申に反映するもの。</p> <p>「関連ページ: (配慮書) 196, 203」</p> <p>【参考: ロ (仮称) 大崎鳥屋山風力発電事業, (仮称) 稲子峠ウィンドファーム 等】</p>	

<p>(4) 植物</p> <p>想定区域内には、自然度の高い植生が分布しているため、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定区域内において自然度の高い植生群落が存在しており、専門家ヒアリングにおいても当該群落（モミ林）の分布把握と影響低減に言及されているため、適切に調査、予測及び評価をすることを求めるもの。 <p>「関連ページ：（配慮書） 211～223」</p> <p>【参考：（仮称）大崎鳥屋山風力発電事業，（仮称）稲子峠ウィンドファーム 等】</p>	
<p>(5) 景観</p> <p>イ 想定区域及びその周辺は硯上山万石浦県立自然公園に指定されており、設置される風車は、女川町中心街及び石巻市雄勝地区中心街、石巻市中心市街地を含む広範囲から視認される可能性がある。さらに、想定区域周辺には高台移転地等により、標高が高くより視認性の高い市街地（宮ヶ崎、旭が丘等）が存在することから、これらこのため、市街地や想定区域周辺住居及び集落等、調査地点を大幅に追加すること。</p> <p>ロ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。</p> <p>ハ 鉄塔の見え方に関する基準を準用した場合、景観への影響が過小評価となることを避けるため、風車の稼働による誘目性を考慮し、適切に調査、予測及び評価すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定区域及びその周囲が県立自然公園に指定していること、設置される風車が石巻市中心市街地等から視認されることを記載し、調査地点を広く設けることを求めるもの。 <p>「関連ページ：（配慮書） 229～240」</p> <p>【参考：（仮称）丸森風力発電事業，（仮称）大崎鳥屋山風力発電事業，（仮称）稲子峠ウィンドファーム，（仮称）石巻風力発電事業（ユーラス石巻ウィンドファーム）方法書 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風車の圧迫感等を考慮した上で圍繞景観への影響について、適切に予測・評価を行い、区域の設定を行うよう求めるもの。 <p>「関連ページ：（配慮書） 229～240」</p> <p>【参考：（仮称）丸森風力発電事業，（仮称）稲子峠ウィンドファーム 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合、風車の稼働による景観への影響が過小評価となる点、及び風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に調査、予測及び評価するよう求めるもの。 <p>「関連ページ：（配慮書） 229～240」</p> <p>【参考：（仮称）稲子峠ウィンドファーム 等】</p>	
<p>(6) 人と自然との触れあいの活動の場</p> <p>想定区域周辺にあるバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・静穏環境における利用を前提とした活動の場における風車の音の影響について、適切な予測・評価を行い、影響の回避又は十分な低減を求めるもの。 <p>「関連ページ：（配慮書） 106～107」</p> <p>【参考：（仮称）宮城山形北部風力発電事業 等】</p>	

(7) 放射線の量

イ 事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境・土壌・山菜，キノコ等の農産物への影響を調査，予測及び評価すること。

ロ 土壌の放射性物質濃度の調査方法は，すべての風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路20メートル毎に，表面1センチメートル以内から検体を採取した上で，測定を行うこと。

・事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから，対象事業実施区域内の空間放射線量及び土壌の放射性物質濃度を測定するよう求めるもの。

「関連ページ：108～109」

【参考：(仮称)稲子峠ウィンドファーム，(仮称)福島北風力発電事業】